

第4次呉市市民協働推進基本計画(案)について

第1章 計画の趣旨，位置付け等

(本編P1)

1 計画策定の趣旨

- 平成15年3月に制定した呉市市民協働推進条例（平成15年呉市条例第12号。以下「条例」といいます。）に基づき，平成16年3月に「呉市市民協働推進基本計画」を策定し，以降，平成21年3月に第2次，平成26年3月に第3次呉市市民協働推進基本計画（以下「第3次計画」といいます。）を策定し，市民協働の推進に取り組んでいます。
- 人口減少・少子高齢化や行財政改革・地方分権改革の進展など，呉市の市民協働を取り巻く背景は常に変化しており，さらに，平成30年7月豪雨により大きな被害を受け，今まさに，人と人とのつながりの重要性がクローズアップされていることから，市民協働を支える多様な主体の意向や時代のニーズを踏まえ，令和2年度からの第4次呉市市民協働推進基本計画（以下「本計画」といいます。）を新たに策定するものです。

2 計画の位置付け及び計画期間

- 本計画は，条例第10条第1項の規定に基づき策定する市民協働の推進に関する基本計画です。
- 計画期間は，令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

1 市民協働の理念

市役所では対応しきれない個別のニーズに応えるためには、市民との協働あるいは市民相互の協働が不可欠となっており、全ての市民、市民公益活動団体及び事業者が、お互いの存在を理解して尊重し、それぞれが役割を分担しながら、対等の立場で連携し、足りない点を補完し合い、自らの知恵と責任において行動することによって活力ある地域社会をつくることが重要になっています。

2 市民協働の基本原則

- (1) 対等の原則（みんなが主役）
- (2) 相互理解の原則（同じテーブルに着き、お互いを理解する。）
- (3) 自主性・自立性の原則（自分のことは自分で決め、他の力を借りない。）
- (4) 目的共有の原則（目指すことは同じ。）
- (5) 公開透明性の原則（みんなが知る。）

1 社会経済情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

- 呉市の人口は、昭和50年の約31万人をピークに減少に転じており、直近5年間の状況を見ると、13,171人(▲5.6%)の減となっています。要因としては、高い高齢化率(H31.3月末現在:34.8%)と低水準の合計特殊出生率(H29:1.44)が大きく影響しているほか、若年層の市外への流出が顕著であることが考えられます。
- 過疎地域に指定されている5地区(下蒲刈・倉橋・蒲刈・豊浜・豊)に限って見ると、人口は2,079人(▲15.5%)の減、高齢化率は57.3%(H31.3月末現在)となっており、より一層深刻な状況となっています。

(2) 行政改革の進展

社会情勢の変化や厳しい財政の見通しに的確に対応し、自立性の高い持続可能な行財政運営を行うため、これまでの行政改革の取組を継承しつつ、中核市「呉」として、多様化する行政ニーズや新たな行政課題に対応できる、簡素で効率的な行政システムの確立を目指すため、行政改革の推進に取り組んでいます。

(3) 近年多発する自然災害

近年、異常気象による自然災害が全国でも多発する中、呉市においても平成30年7月に発生した豪雨災害では、甚大な被害を受けました。呉市では、平成31年3月に「呉市復興計画」を策定し、市民の意見を聴きながら、市民と一緒に一日も早い復旧・復興に全力で取り組んでいます。

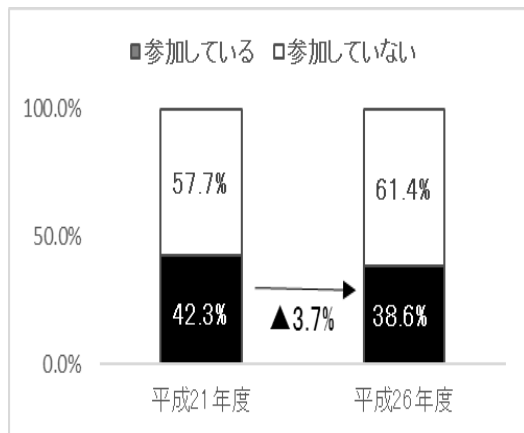
2 市民協働に対する市民・市職員の意識

(1) 呉市民意識調査（平成26年度）

- 住んでいる地域で地域活動に参加していると回答した人の割合【グラフ①】
平成21年度 42.3% → 平成26年度 38.6% (▲3.7%)
- 今後参加してみたい地域活動【グラフ②】
平成21年度 ①ボランティア活動 24.7% ②自治会 11.8% ③老人会 10.6%
平成26年度 ①ボランティア活動 21.4% ②自治会 12.1% ③老人会 10.6%
特に参加したいとは思わない人の割合 平成21年度 41.8% → 平成26年度 43.8% (+2.0%)
- どうすれば地域活動に参加しやすくなると思うか【グラフ③】
世話役の持ち回りなどの負担を減らす 35.5%
活動内容や連絡先などをPRする 28.9%
活動団体からの声掛けを行う 27.5%

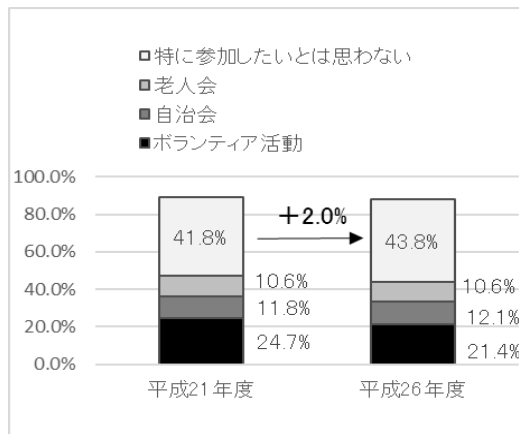
▼グラフ①

住んでいる地域で地域活動に参加しているか



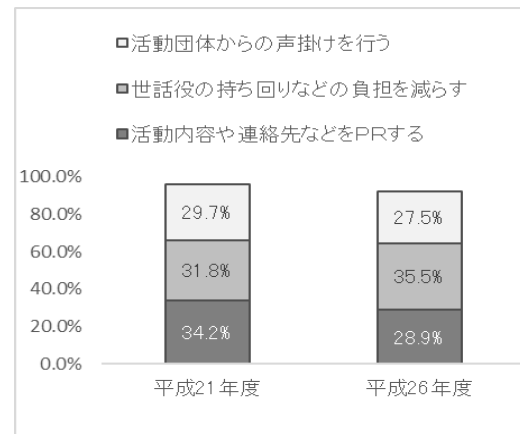
▼グラフ②

今後参加してみたい地域活動



▼グラフ③

どうすれば地域活動に参加しやすくなると思うか

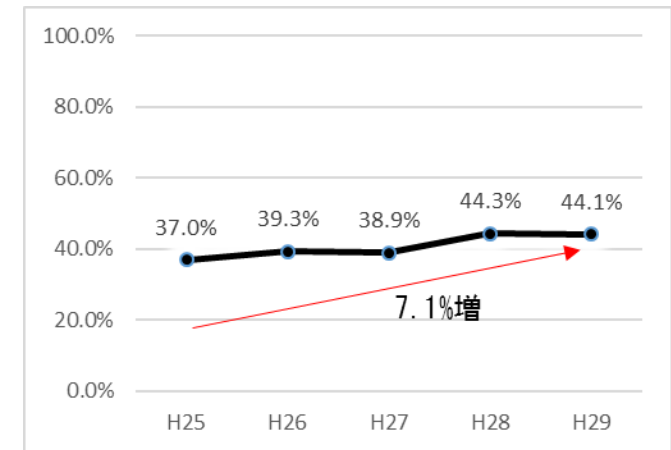


(2) 市職員意識調査

- 住んでいる地域で地域活動に「積極的に」参加していると回答した市職員の割合

平成25年度	37.0%
平成26年度	39.3%
平成27年度	38.9%
平成28年度	44.3%
平成29年度	44.1%

▼住んでいる地域で地域活動に「積極的に」参加している



3 市民公益活動団体アンケート

(1) 自治会

- 自治会長の年齢：70歳代以上 61.5%，60歳代以上 94.0%
- 自治会が抱える課題：後継者不足 70.0%
- 今後、自治会で力を入れたい活動：①環境美化活動 ②防災活動 ③市役所からの連絡などの広報活動

(2) ボランティア・NPO団体

- 主な活動分野：①子育て、子どもの健全育成 ②地域住民、家族などの絆づくり ③高齢者支援
- 活動する上での課題：①人材 ②資金 ③他団体との交流、行政との連携
- 今後協働・連携したい相手：①同じ分野の市民公益活動団体 ②地縁型組織 ③行政
- 協働・連携したい理由：①より地域に貢献することができる ②他団体とノウハウ・情報を共有することができる ③連携することに意義がある

※ 呉市市民協働センターの認知度について

- ボランティア・NPO団体は42.8%，自治会長では73.6%が「全く知らない」又は「あることは知っているが利用したことがない・何をやる施設かわからない」と回答

1 第3次計画における五つの視点（方向性）の評価と検討

(1) 市民公益活動団体が公共サービスを担うことができる体制づくり

各地区まちづくり委員会等が自ら作成した「地域まちづくり計画」に基づく活動に対して交付する使途を限定しない「ゆめづくり地域交付金」の活用による実施事業数は着実に増加しており、地域力の向上に大きな成果がありました。

市民公益活動団体が市役所との協働によって住民サービスを提供する社会の実現を目指し、協働で行う住民サービスの拡大に継続して取り組んでいく必要があります。

(2) 市民一人一人のまちづくりへの当事者意識・参加意識の醸成

呉市市民協働センターでは、くれ協働センターやひろ協働センターにおいて、まちづくり情報のパネル展など積極的な情報発信を行ったことにより、来庁した市民に足を止めて見ていただくことをきっかけとして、呉市市民協働センター及び市民公益活動団体の活動を広く周知することができました。

まちづくりの担い手不足への対応が喫緊の課題であることから、全市民が自発的にまちづくりに関わりともに学び合うことができる環境づくりについて、これまでの取組を継続するとともに、共助、支え合いにつながる施策を最優先で行っていく必要があります。

(3) ボランティア・NPO団体の情報発信、団体・人材の育成、交流の場づくり

市民協働センターでは、ホームページ等を活用し、市民公益活動団体の情報を迅速に発信することで、団体同士が刺激を受け、活動がより活発化されました。

ボランティア・NPO団体が住民サービスを支えるパートナーとしてその力を十分発揮する社会の実現を目指して、引き続きニーズに合った支援をする必要があります。

(4) 市民協働のまちづくりを支える活動主体（市民，市民公益活動団体，事業者及び市）を連携させる仕組みづくり

くれ協働センターが運用開始されたことで，当該センターで開催される市民協働フェスタに，中央地域の各種団体や市民公益活動に興味のある市民が参加し，お互いに活動を報告し合うことができ，新たな連携も生まれました。

様々な人や団体の協働・連携が更に進むよう，呉市市民協働センターの機能を活用し，様々な交流・連携の場を設けるための事業を実施する必要があります。

(5) 市民公益活動を行う拠点の更なる充実

呉市市民協働センターやまちづくりセンターなど，自主的・積極的に市民公益活動を展開する社会の実現を目指した拠点施設の整備はおおむね完成することができました。引き続き，市民公益活動団体が恒常的に集まり，協議や作業，相談業務などを行うことができる拠点の活用に向けたソフト施策を中心に取り組む必要があります。

1 市民協働の社会的意義

- (1) まちづくりを進めていく原動力
- (2) 地域課題の解決に向けた市民協働による住民サービスの提供
- (3) 自己実現の場
- (4) 平成30年7月豪雨災害からの早期復旧・復興

2 市民協働の役割分担

(1) 市民の役割

市民協働の推進において大切なことは、市民一人一人が自らまちづくりの主体であると認識し、自覚して、地域社会に関心を持つことです。そして、他人事ではなく自分自身ができることを考え、継続して自発的に行動し、積極的に参加することが求められます。

(2) 市民公益活動団体、その他市民協働に参画する団体の役割

市民公益活動団体等には、活動内容の社会的評価が問われ、説明責任も求められます。また、市民公益活動団体等の活動を更に活発化するためには、社会的な認知を受ける必要があります。そのためにも、活動情報の開示などにより、幅広く市民の理解を得られるような努力をすることが必要です。

(3) 事業者の役割

事業者は、製品やサービスの供給、雇用創出、納税等により、本来の目的や義務を果たしていますが、地域社会の一員であるという自覚を持ち、市民協働の推進に協力することが求められています。

(4) 市役所の役割

市役所は、市民協働のまちづくりが活発化するための環境整備など、適切な施策の速やかな実施を計画的かつ総合的に推進していくよう努めます。また、平成30年7月豪雨での被害を受け、市民の防災への意識が高まる中、自治会や自主防災組織等が行う避難訓練等、防災対策への自主的取組に対して、人的・財政的支援を行います。

市役所の内部においては、市民協働の重要性を個々の職員が認識し、市民協働に参画する一市民となるよう、啓発や研修などを通じた職員の意識向上に努めます。

3 本計画の方向性

- 自治会向けアンケートやボランティア・NPO団体向けアンケート結果からも分かるように、後継者不足、人材不足が大きな課題となっています。この解決には、これまで市民協働に参画していなかった人に、活動に関心を持ってもらったり、比較的参加が少ない若年層に関心を持ってもらったりするため、気軽に参加できるイベントや交流の場の創出が必要です。
- 市内2か所の呉市市民協働センターと19か所のまちづくりセンターの認知度向上に努めるとともに、誰もが気軽に参加することができる場、まちづくり活動の拠点として基盤強化を図り、人と情報のネットワーク化による事業の展開と交流の拡大を図ります。
- 多様化する住民サービスの全てを市役所だけで提供することが必ずしも適切とは言えない状況となっている中、市民、市民公益活動団体及び事業者は、市役所と役割を分担し協働することで、地域の様々な課題を解決することが望まれます。
- 本計画では、第3次計画で定めた五つの方向性についての検討及び評価等に基づき、これを三つの方向性に整理し、各種事業等に取り組んでいきます。

また、本計画が目指す社会のイメージは、第3次計画に引き続き「多様な主体の協働による自主的で自立したまち（＝協働型自治体）」とします。

▼目指す社会 多様な主体の協働による自主的で自立したまち（＝協働型自治体）

▼三つの方向性

- ① とともに学び合うことができる環境づくりに向けて「新たな参画者の増加」を図ります。
- ② 多様な交流・連携のための基盤強化に向けて「にぎわい・交流の創出」を図ります。
- ③ 市民公益活動団体と市役所との協働による住民サービスの提供を図ります。

1 ともに学び合うことができる環境づくりに向けて

- (1) まちづくりの新たな参画者の増加促進
 - ア 地域が主体となって進める事業
 - (ア) 関係人口の創出等に係る事業の検討
 - (イ) コミュニティビジネスの普及啓発の検討
 - (ウ) 子どもや学生のまちづくりへの参画を促進する事業の検討
 - (エ) 地域のつながりを促進
 - (オ) 成人の日記念式典の地域開催を支援
 - イ 地域とともに進める事業
 - (ア) 地縁型組織の在り方の検討
 - (イ) 地域の特性を生かしたワーク・ライフ・バランスの推進の検討
 - (ウ) 外国人のまちづくりへの参画を支援する事業の検討
 - (エ) 市民公益活動団体の交流を促進
 - (オ) まちづくりへの新たな参画者の発掘
 - (カ) 市職員の意識改革を促進
 - (キ) 地域での安全・安心の確保
 - (ク) 子どもたちの郷土愛を育む取組を支援

- (2) 地域の「こうしたい」を支える事業の実施及び支援
 - ア プロフェッショナルボランティア登録制度の検討
 - イ 市民の「こうしたい」をつなぐ取組の推進
 - ウ 過疎地域等のにぎわいづくりを支援
 - エ 地域の特色ある取組を支援

2 多様な交流・連携のための基盤強化に向けて

- (1) 呉市市民協働センター・まちづくりセンターの活用促進
 - ア 呉市市民協働センターとまちづくりセンターの連携を促進する新たなネットワークづくりの検討
 - イ 地域をともに学び合う講座（自分ごと化）及び交流事業の検討
- (2) 地域とボランティア・NPO団体の連携事業の推進
- (3) ボランティア・NPO団体に対する支援の継続
- (4) 市民公益活動を行う拠点の活用に向けたソフト施策の取組

3 市民公益活動団体と市役所との協働による住民サービスの提供

- (1) 災害に備えた地域での支え合いを支援
- (2) 自主防災組織と呉市防災リーダー、呉市消防団との連携を進める事業の検討
- (3) まちづくりセンターの指定管理の促進
- (4) 呉市市民協働センターの効率的な運用の検討

4 成果目標

(1) 成果目標の達成状況（第3次計画）

第3次計画では、平成30年度末における成果目標を設定していますが、平成30年度末現在で次のような状況となっており、いずれも達成できていません。

指標名	平成30年度末の目標	現状 (平成30年度末)
まちづくりセンター講座の地域還元率(※) (地域活動や地域の人材育成への協力) ※ 全講座の中で、自主サークルが開催する講座数の占める割合	70%	36%
市民公益活動団体と協働・連携した活動を行っている自治会の割合	40%	19%
地域活動に積極的に参加する職員の割合	60%	41%

(2) 本計画の成果目標

第3次計画の成果目標が未達成であることから、当該計画の成果指標の一部を引き続き本計画が目指す「多様な主体の協働による自主的で自立したまち（協働型自治体）」の実現に向けた成果指標として定め、達成に向けて取り組んでいきます。

指標名	現状 (平成30年度末)	令和6年度末の目標
市民公益活動団体が活動する上での課題として「人材（会員やボランティアの不足）」と回答した団体の割合	62%	40%
市民公益活動団体と協働・連携した活動を行っている自治会の割合	19%	30%
地域活動に積極的に参加する職員の割合	41%	60%

第4次呉市市民協働推進基本計画(案)に対する市民からの意見募集について

1 意見募集をする案件名

第4次呉市市民協働推進基本計画(案)

2 意見募集期間等

(1) 公表期間 令和元年12月17日(火)から

(2) 募集期間 令和元年12月17日(火)から
令和2年1月16日(木)まで

3 計画案の周知方法

(1) 呉市ホームページ及び市政だより1月号で周知

(2) 市役所2階地域協働課, 各市民センター(支所)及び
市民協働センターの窓口における配布

4 意見書の提出

意見書に必要な事項(意見内容並びに住所, 氏名及び電話番号)を記入の上, 郵送, ファクシミリ, 電子メール, 電子申請又は持参(地域協働課, 各市民センター(支所)及び市民協働センターの窓口)により提出

6 今後のスケジュール

12月中旬	呉市ホームページ及び市政だより1月号で意見募集の通知
12月17日	意見募集の開始
1月16日	意見募集の締切
2月上旬	呉市市民協働推進委員会へ意見募集結果の報告 同会における計画案の審議
2月中旬	呉市市民協働推進委員会からの答申
3月上旬	民生委員会への意見募集結果及び最終計画案の報告
3月下旬	計画の策定並びに意見募集結果及び計画の公表